

銚子市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市内での新規創業や事業承継の支援を行うことにより、指定区域における空き店舗を有効に活用し、中心市街地をはじめとした地域活性化を図るため、予算の範囲内において交付するチャレンジショップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 過去に事業の用に供されていた店舗であって、補助金の交付申請時点で事業の用に供されていない状態のものをいう。
- (2) 指定区域 別図に定める区域をいう。
- (3) 登録店舗 指定区域における空き店舗で、市の登録を受けたものをいう。

(登録店舗の申請)

第3条 空き店舗を提供しようとするものは、チャレンジショップ支援事業登録店舗申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 空き店舗の概要を記載した書類
- (2) 空き店舗の位置図

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請の内容が適当であると認める場合に、登録店舗として登録するものとする。

3 市長は、登録店舗の台帳を作成し、登録情報を記録するものとする。

4 登録を受けたものは、登録事項に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

5 市長は、登録された事項に虚偽又は著しい内容の変更が認められる場合は、その登録を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、登録店舗において新規創業、既存事業の拡大、又は事業承継を行うものに対し、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業（次項各号に掲げる事業を除く。）とする。

- (1) 登録店舗において事業を行うこと。
- (2) 原則1週間当たり土日を含み3日以上の上業を行うこと。
- (3) 1日当たり6時間以上の上業を行うこと。
- (4) 原則として、小売、飲食、サービス業等の観光客の利用が見込まれる業種又は市内外からの回遊客が立ち寄りやすい業態の上業であること。

2 次の各号に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 風俗上業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗上業
- (2) 中小小売上業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する連鎖上業
- (3) 補助金の交付を申請した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）内に開始されない上業
- (4) 登録店舗を専ら事務所又は倉庫として利用する上業
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする上業

(補助対象上業者)

第6条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象上業者」という。）は、補助対象上業を行うもの（資本金の額又は出資の総額が5,000万円

を超える会社及び常時使用する従業員の数が50人を超える会社を除く。) であつて、次の各号に掲げる全ての要件を満たすもの(次項各号に掲げる事業を除く。) とする。

- (1) 外国人にあつては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) 第2条の2第1項に規定する在留資格(日本国内での就労が認められるものに限る。) 又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号) に定める特別永住者として永住することができる資格を有すること。
- (2) 補助対象事業が法令又は条例に基づく許可、認可その他の処分(以下この号において「許認可等」という。) を必要とするものである場合にあつては、当該許認可等を受けていること又は受ける見込みがあること。
- (3) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 銚子商工会議所に加入していること又は加入する見込みがあること。
- (5) 登録店舗の所在地をその地区に含む商店街振興組合その他小売業、サービス業その他の事業を行う者で組織する団体(以下「商店街振興組合等」という。) がある場合にあつては、当該商店街振興組合等に加入していること又は加入する見込みがあること。

2 次の各号に掲げるものは、補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に掲げる暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。) 又は暴力団員がその事業活動を支配するもの
- (2) 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所) を有する市町村(特別区を含む。) の市町村税(特別区税を含む。第9条第1項第9号において同じ。) を滞納しているもの
- (3) 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行うもの

(補助金の額等)

第7条 補助金の算定区分、対象となる経費（以下「補助対象経費」という）及び額は、別表に定めるとおりとする。

(事業計画の認定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするもの（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、あらかじめ、チャレンジショップ支援事業計画認定申請書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、事業計画について認定を受けなければならない。

- (1) 申請者に関する調書
- (2) 事業計画書
- (3) 登録店舗の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の認定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の認定の可否を決定し、チャレンジショップ支援事業計画認定（不認定）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行う際は、第20条第1項に規定する意見聴取会の意見を聴くことができる。

(交付申請)

第10条 第8条の事業計画の認定を受けたもの（次条において「計画認定者」という。）は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けようとするときは、市長が定める期日までに、チャレンジショップ支援事業補助金（新規・継続）交付申請書（別記様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要があると認める書類は、省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 登録店舗の概要を記載した書類
- (3) 登録店舗の位置図
- (4) 登録店舗の賃貸借契約書の写しその他の店舗の使用に関する権原を確認できる書類
- (5) 登録店舗の改装又は設備導入に係る設計図書及び見積書の写し
- (6) 個人にあつては、計画認定者が属する世帯の世帯員全てが記載された住民票の写し
- (7) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (8) 法人以外の団体にあつては、定款、規約又はこれらに準ずる書類の写し
- (9) 市町村税を滞納していないことを証する書類
- (10) 銚子商工会議所への加入申込書の写し
- (11) 登録店舗の所在地をその地区に含む商店街振興組合等がある場合にあつては、当該商店街振興組合等への加入申込書の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、それぞれの補助対象経費の支払日の属する年度ごとに区分し、当該年度にしなければならない。

(交付決定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、チャレンジショップ支援事業補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第5号）により計画認定者に通知するものとする。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による審査について準用する。

3 市長は、交付決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更申請等)

第12条 交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、交付決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、チャレンジショップ支援事業補助金交付申請内容変更承認申請書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 変更の内容を明らかにする書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、チャレンジショップ支援事業補助金交付申請内容変更承認（却下）決定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第9条第2項の規定は前項の規定による審査について、前条第3項の規定は第1項の承認についてそれぞれ準用する。

4 交付決定者は、補助対象事業を中止したときは、速やかにチャレンジショップ支援事業中止届出書（別記様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（概算払）

第13条 市長は、特に必要と認めるときは、交付決定をした補助金の額の範囲内において、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、チャレンジショップ支援事業補助金概算払請求書（別記様式第9号）に、次の各号に掲げる交付を受けようとする額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登録店舗の家賃を対象に算定される補助金の額に相当する額 家賃の金額を確認できる書類

(2) 登録店舗の改装又は設備導入に要する経費を対象に算定される補助金の額に相当する額 次に掲げる書類

ア 改装又は設備導入に要する経費の金額を確認できる書類

イ 改装又は設備導入に関する契約書の写し

(状況報告)

第14条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて、補助対象事業の経営状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、当該年度における補助対象事業が完了したときは、速やかにチャレンジショップ支援事業補助金実績報告書（別記様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要があると認める書類は、省略することができる。

- (1) 補助対象経費の領収書その他の支払を証する書類の写し
- (2) 登録店舗の改装工事又は設備導入に関する契約書の写し
- (3) 登録店舗の改装後又は設備導入後の店舗の状態を確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、チャレンジショップ支援事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第17条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、チャレンジショップ支援事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第12条第1項の承認をした場合において、必要と認めるとき。
- (4) 第12条第4項の規定による届出があったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類等の整備)

第19条 交付決定者は、補助対象経費に係る収支並びに補助対象事業の経営状況及び経理の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、これらの書類、帳簿等を交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(意見聴取会)

第20条 第9条第1項、第11条第1項及び第12条第2項の規定による審査に関し、第9条第2項（第11条第2項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くため、意見聴取会を置く。

2 意見聴取会の議長には、観光商工課長を、議員には銚子商工会議所職員、その他市長が特に必要と認める者をもって充てる。

3 意見聴取会は、議長が必要に応じ招集するものとする。

4 意見聴取会に関する庶務は、観光商工課産業振興室において処理する。

(補則)

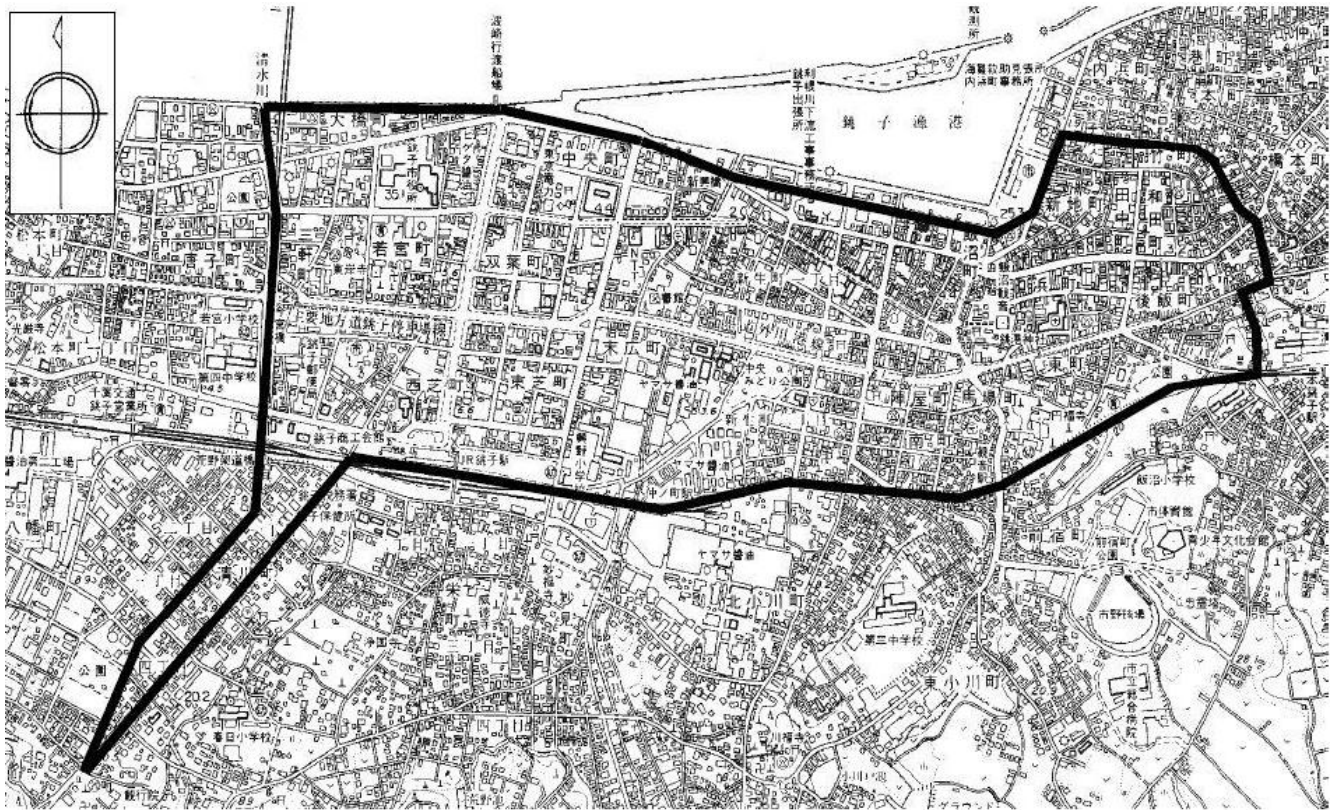
第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

別図（第2条第2号関係）



備考 指定区域は、太線で囲まれた区域とする。

別表（第7条関係）

補助金の算定区分	補助対象経費及び経費の種類	補助金の額
家賃に対するもの	店舗の家賃（市長が別に定める期間に限る。）（人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）に係る家賃並びに敷金、礼金、共益費及び駐車場代並びに仲介手数料その他の賃貸借契約に要する諸費用を除く。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、月額5万円を限度とする。
改装又は設備導入経費に対するもの	店舗で補助対象事業を開始するための改装又は設備導入に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。

備考

- 1 住宅部分のある店舗に係る補助対象経費は、補助対象事業の用に供する部分の床面積に応じ、按分して算出するものとする。
- 2 補助金については、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助金の対象としない。
- 4 補助対象事業に対して国、千葉県等が交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の算定の対象となった経費は、補助対象経費としない。